

令和8年度のモデル世帯の保険料算定(年額)

(令和8年4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方)

令和8年度 (医療分) 均等割額 54,843円 所得割額 9.53%
 (子ども分) 均等割額 1,370円 所得割額 0.25%
 ※「子ども・子育て支援納付金分」を「子ども分」と表記しています。

		①	②	③		④	
		基礎年金77万円 (単身世帯)	厚生年金 201万円 (単身世帯)	夫婦とも基礎年金 基礎年金77万円 (二人世帯の場合)		夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 77万円 (夫婦の二人世帯の場合)	
				夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-基礎控除額		(77-110)<0	(201-110)-43=48	(77-110)<0	(77-110)<0	(201-110)-43=48	(77-110)<0
②均等割軽減区分		7割軽減※1	2割軽減	7割軽減※1		5割軽減	
③基準所得金額(①より)		0	480,000	0	0	480,000	0
R8	医療分						
	④所得割額(③×9.53%)	0	45,744	0	0	45,744	0
	⑤均等割額	15,356	43,874	15,356	15,356	27,421	27,421
	⑥保険料額(④+⑤)	15,356円	89,618円	15,356円	15,356円	73,165円	27,421円
	子ども分						
	⑦所得割額(③×0.25%)	0	1,200	0	0	1,200	0
⑧均等割額	411	1,096	411	411	685	685	
⑨保険料額(⑦+⑧)	411円	2,296円	411円	411円	1,885円	685円	
合計	⑩医療分+子ども分(⑥+⑨)	15,767円	91,914円	15,767円	15,767円	75,050円	28,106円

※1 令和8年度、令和9年度は医療分のみ7.2割軽減

		⑤		⑥		⑦	
		夫婦とも-基礎年金 77万円 夫に他の所得 30万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 77万円 夫に他の所得 50万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 77万円 夫に他の所得 110万円 (夫婦の二人世帯)	
		夫	妻	夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-基礎控除額		(77-110)<0 +30-43<0	(77-110)<0	(77-110)<0 +50-43=7	(77-110)<0	(77-110)<0 +110-43=67	(77-110)<0
②均等割軽減区分		7割軽減※1		5割軽減		2割軽減	
③基準所得金額(①より)		0	0	70,000	0	670,000	0
R8	医療分						
	④所得割額(③×9.53%)	0	0	6,671	0	63,851	0
	⑤均等割額	15,356	15,356	27,421	27,421	43,874	43,874
	⑥保険料額(④+⑤)	15,356円	15,356円	34,092円	27,421円	107,725円	43,874円
	子ども分						
	⑦所得割額(③×0.25%)	0	0	175	0	1,675	0
⑧均等割額	411	411	685	685	1,096	1,096	
⑨保険料額(⑦+⑧)	411円	411円	860円	685円	2,771円	1,096円	
合計	⑩医療分+子ども分(⑥+⑨)	15,767円	15,767円	34,952円	28,106円	110,496円	44,970円

※1 令和8年度、令和9年度は医療分のみ7.2割軽減

		⑧		⑨		⑩	
		夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 77万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫-厚生年金 300万円 妻-基礎年金 77万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 77万円 世帯主=子 所得 390万円 子は、国保加入者 (夫婦と子の三人世帯)	
		夫	妻	夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-基礎控除額		(201-110) +100-43=148	(77-110)<0	(300-110) +100-43=247	(77-110)<0	(77-110)<0	(77-110)<0
②均等割軽減区分		軽減なし		軽減なし		軽減なし	
③基準所得金額(①より)		1,480,000	0	2,470,000	0	0	0
R8	医療分						
	④所得割額(③×9.53%)	141,044	0	235,391	0	0	0
	⑤均等割額	54,843	54,843	54,843	54,843	54,843	54,843
	⑥保険料額(④+⑤)	195,887円	54,843円	290,234円	54,843円	54,843円	54,843円
	子ども分						
	⑦所得割額(③×0.25%)	3,700	0	6,175	0	0	0
⑧均等割額	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	
⑨保険料額(⑦+⑧)	5,070円	1,370円	7,545円	1,370円	1,370円	1,370円	
合計	⑩医療分+子ども分(⑥+⑨)	200,957円	56,213円	297,779円	56,213円	56,213円	56,213円

		⑪		⑫	⑬	
		被用者保険の被扶養者であった方 本人-基礎年金 77万円 子(世帯主) 社会保険加入 所得 498万円		所得の多い方 厚生年金 300万円 給与所得 500万円 不動産所得 700万円	土地を収用された方 分離長期譲渡所得 2,000万円 特別控除 2,000万円 基礎年金 77万円	
		資格取得から2年未満	資格取得から2年以上			
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-基礎控除額		かからない ※現在の本人所得が多額になった 場合でもかかりません		(300-110)+500+700-43=1,347	(2,000-2,000)+(77-110)-43<0	
②均等割軽減区分		5割軽減	軽減なし	軽減なし	軽減なし	
③基準所得金額(①より)		0		13,470,000	0	
R8	医療分	④所得割額(③×9.53%)		0	1,283,691	0
		⑤均等割額	27,421	54,843	54,843	54,843
		⑥保険料額(④+⑤)	27,421円	54,843円	850,000円(上限)	54,843円
	子ども分	⑦所得割額(③×0.25%)	0		33,675	0
		⑧均等割額	685	1,370	1,370	1,370
		⑨保険料額(⑦+⑧)	685円	1,370円	21,000円(上限)	1,370円
	合計	⑩医療分+子ども分(⑥+⑨)	28,106円	56,213円	871,000円(上限)	56,213円